

航空自衛隊那覇基地への第九航空団新編の理由等
であります。詳細は会議録によつて御承知願
います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党の井上委員より反対する旨の意見が述べら
れました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告
がございます。順次発言を許します。小西洋之君。

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之君です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりま
した防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対
し、反対の立場から討論をいたします。

本法案については、これが防衛省改革の一環と
して、統合運用機能の強化や防衛装備品の調達
の効率化など、その一部改革の必要性などにつ
いては、民主党としても政権与党時代に真摯な検討を
行ってきたところであり、一定の理解をいたしま
す。

しかし、本法案には、我が国の平和主義や、こ
れまでの外交防衛の在り方を根底から覆す深刻か

つ重大な問題が存在します。

その一つは、防衛省設置法第十二条の改正につ
いて、これが、我が国のシベリアンコントロール
の一翼を成すと理解されてきた防衛省内部の事務
官と自衛官の関係、すなわち、いわゆる文官優位
性、文官統制の法的な意味とその運用の実態を大
きく変えるものになるのではないかと問題で
あります。

すなわち、近代以降の我が国における国政上の
最大の過ちであり、それを永久に阻止するための
規定である憲法第六十六条第二項の文民条項につ
いての昭和四十年の政府答弁にあるように、国政
が武断政治に陥ることのないようにその危険を排
除するというシベリアンコントロールの根本趣旨
が、防衛省内部においてこの改正法によって法的
かつ運用面において損なわれ、それによって武断
政治の萌芽とその増殖を許す危険を解き放つも
のではないかと問題でございます。

私は、自衛官が事務官に対し劣後する存在であ
るなどと主張しているのでは決してありません。
しかし、唯一かつ最大最強の実力組織を担う自衛
官が、我が国の歴史的教訓を踏まえ、政府の行為
によつて再び戦争の惨禍が起こることがないよう
にすることを決意しとある憲法前文の平和主義の
法理にも照らして、どこの国よりも適切かつ強固
なシベリアンコントロールに服していただくのは

至極当然のことであります。そして、自衛隊にお
ける徹底したシベリアンコントロールを確保して
いかなければならないことは、昨今の政治情勢
などに鑑みても明らかであります。

すなわち、二〇〇八年の田母神航空幕僚長の専
守防衛を否定する発言などの事案、一部元幕僚監
部における歴代政府の憲法解釈と相矛盾するよう
な憲法見解の表明など、自衛官自らの在り方が厳
しく問われなければならない状況があることは否
定できないのであります。

また、さきの衆院憲法審査会における自民党の
推薦の参考人であった長谷部教授の見解表明にあ
るように、違憲の解釈変更や違憲の安保法制につ
いて、安倍内閣の閣僚は誰一人として安倍総理に
苦言を呈せないであります。こうした状況では、
防衛省内部のシベリアンコントロールは防衛大臣
だけで問題ないとする中谷大臣の答弁は、主権者
国民も我々立法府も到底是認することはできない
ものであります。

さらには、安保法制が強行された暁には、どこ
でも、誰とでも、何でもできる、まさに、切れ目
もないが、歯止めもなく、止めどもない自衛隊の
軍事力の行使が解禁されることとなります。制服
組の自衛官の役割は、これまでの正しい意味での
専守防衛における任務から、次元を超えて拡大し
深化することになります。

そうした中で、シビリアンコントロールの法理とその運用の実務を壊す危険を解き放つことは、武断政治の危険を徹底的に排除するという憲法の条項と平和主義の法理に照らし、誠にゆゆしき事態であります。

本法における第二の深刻、重大な問題は、昨年四月の、ずる抜けの武器輸出を解禁する防衛装備移転三原則が、防衛装備庁の設置により、まさに国策として強力に推進される体制が整うことでもあります。

当然のことながら、武器輸出三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものであるとの昭和五十六年の政府答弁にもあるように、武器輸出の問題は、憲法前文に定める、全世界の国民の平和的生存権の保有の確認等をうたった、我が国の平和主義との厳然たる憲法問題であるとされてきました。

しかし、絶対に許されざることに、防衛装備移転三原則を起草した国家安全保障局は、内閣法制局に対しこうした憲法の平和主義の関係について何ら審査を受けず、内閣法制局も何ら内閣法制局設置法に基づく意見事務を行っていないことが委員会の質疑で明らかになったところです。

まさに、昨年の六月三十日に、七・一閣議決定の最終案文のみを国家安全保障局が内閣法制局に提出し、翌日七月一日の午前中に電話で内閣法制

局より、憲法問題を含め意見なしとした解釈改憲と同様の、我が国の法の支配をじゅうりんする暴挙が繰り広げられていたことが明らかになったわけであります。

こうした憲法違反の防衛装備移転の閣議決定やそれに基づく本法案が直ちに撤回されなければならないことは、我が国が法治国家であり、我が参議院が立法院であるならば至極当然のことであり

最後に、この度の防衛省設置法等の改正は、現在、安倍政権が推し進める違憲立法である安保法制の動きと広くその精神を共通するものであります。すなわち、七・一閣議決定にも、昨年四月の防衛装備移転三原則にも、積極的平和主義という言葉はちりばめられていても、憲法前文の平和主義という言葉は一つも入っておりません。七・一閣議決定や安保法制策定に至る与党協議の政府提出資料の中にも、平和主義についての法理としての文言はただの一言も存在しないことを政府は認めております。

民主党は、本年四月二十八日の党見解において、日本国憲法の基本的理念である平和主義を貫くとするとともに、集団的自衛権行使の新三要件は便宜的、意図的であり、立憲主義に反した解釈変更であるとして、七・一閣議決定が違憲無効であると明確に断じています。

そして、その根拠として、解釈改憲の安倍総理の山口というべき、いわゆる昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えが、同政府見解にある外国の武力攻撃という文言について、これが当然に我が国に対する外国の武力攻撃としか読めないはずのものを、同盟国などに対する外国の武力攻撃と勝手に読み替えるなどにより、七・一閣議決定に言う基本的な論理を導き出したものであると断じています。

すなわち、昭和四十七年政府見解には、その作成当時から限定的な集団的自衛権の行使が法理として含まれていたという安倍内閣の驚愕すべき主張は、その政府見解を作成した当時の吉國內閣法制局長官が、その作成の契機となった僅か三週間前の国会審議において、他国の防衛までをやるということとは、憲法九条をいかに読んでも読み切れないと答弁し、かつ、昭和四十七年政府見解及び新三要件にある、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという文言を戦後議会の歴史で初めてそのときに使用し、それを、他国への侵略が生じているだけでは、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ず、したがって、いかなる自衛の措置も行うことはできないと、まさに集団的自衛権の行使を全否定する根拠として用いていることなどからも、完膚なきまでに否定されるのであります。

すなわち、昭和四十七年政府見解において限定的な集団的自衛権なるものは影も形も存在しないのであり、七・一閣議決定の基本的な論理は違憲無効の捏造された論理であることは明らかなのであります。

加えて、我が参議院が昭和二十九年に可決した、自衛隊の海外出動たる集団的自衛権の行使は許さない旨の本会議決議の趣旨説明において、憲法九条の自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であるとされ、かつ、将来において憲法の明文が拡張解釈される危険を一掃するとされていることから、昭和四十七年当時の政府見解に限定的な集団的自衛権行使が含まれているという安倍内閣の主張は、我々立法府を否定する違憲無効の暴論であることは明々白々であります。

結びに、我が民主党は、安倍内閣の解釈改憲及び安保法制の暴挙を断固阻止することを国民の皆様にお誓い申し上げ、こうした一連の暴挙に依拠する本法案に対する反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 井上哲士君。

〔井上哲士君登壇、拍手〕

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、防衛省設置法等の一部

を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

本法案は、防衛省・自衛隊の装備取得関連部門を集約、統合し、防衛省の外局として防衛装備庁を新設するものです。

安倍政権の下で、今年度の防衛予算は過去最高の額となりました。さらに、歴代の内閣が維持するとしてきた武器輸出三原則等を撤廃して、武器輸出を原則禁止から推進へと百八十度転換する防衛装備移転三原則を決定し、武器の輸出を推進する道に公然と踏み出しました。

その上で、防衛省は、軍需産業の育成強化を図る防衛生産・技術基盤戦略を策定し、日米新ガイドラインには日米間の防衛装備・技術協力が盛り込まれ、安全保障及び防衛協力の基盤として発展強化させると強調されました。

その下で、この間、米国へのPAC2ミサイル部品の輸出、F35戦闘機の製造への参画、英国との新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る共同研究の開始、オーストラリアの次期潜水艦共同開発、生産国選定手続への参加など、武器の輸出、国際共同開発への参画が加速しています。本法案で新設される防衛装備庁は、軍需産業の要求に応じて、官民がまさに一体となってこれらを一層推進するものであります。

防衛装備庁は、今年度から防衛省が発足させた

競争的資金、安全保障技術研究推進制度を進めることになり、今後、広く大学や研究機関から技術提案を募り、防衛装備に適用可能な基礎研究に資金を提供するとしています。

憲法九条の精神は、戦後の学問研究の分野にも生かされてきました。一九四九年に創設された日本学術会議は第一回総会で、軍事研究に積極的に協力したことへの反省を込めた決議を上げて出発いたしました。一九五〇年、六七年の総会でも、戦争目的のための科学研究を行わない声明を出しています。

今、国立大学では、一般運営費交付金が削減され、経常研究費不足に悩む状況です。その下で、防衛省の資金であつても背に腹は代えられないと応募してくれば、それを突破口に徐々に軍事研究に大学を取り込むことを狙ったものであり、決して認められません。

衆参での参考人質疑を通じて、このような組織づくりが急速な軍事化を招き、軍産複合体を生み、軍需産業による国の政策への介入をもたらすことの危険性について、日本や米国の歴史に照らして杞憂ではないとする厳しい警告がありました。大変重い指摘であります。

このような組織改編を行うことが憲法九条の平和主義を真つ向から踏みこじることであることは明白です。強く中止を求めます。